

議案第 30 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同表の2の2の項中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表の3の項中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」を加え、同表の4の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」に改め、同表の4の2の項中「第117条の4第1項」を「第120条第1項」に改め、同表の5の項中「第12条の2第1項」を「第12条の2において準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで」に改め、同表の16の項中「若しくは第2項又は第12条の2第1項」を「、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項」に改め、同表の17の項中「第20条第1項」の次に「、第3項又は第4項」を加え、同表の18の項中「又は第2項」を「又は第12条の3第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

この条例中別表第 1 の 2 の項から 5 の項までの改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 35 号）の施行の日から、その他の改正規定は住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 75 号）の施行の日から施行する。